

悪臭測定

私たちの生活環境は、工場からの排ガスの他に、飲食店などからの料理のにおいなど、様々なにおいにさらされています。これらにおいては「快適なおい」を「かおり」、「不快なおい」を「悪臭」と定義されています。

官能試験～濃度分析

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質(22物質)の測定や、臭気官能試験による臭気指数の測定などを実施し、快適な生活環境の確保に貢献します。



● 採取状況(アンモニア・アルデヒド類)



● ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS)

確かな分析技術

当社は計量法第 107 条で定められた計量証明事業者です。

- 計量証明事業登録(濃度)千葉県第 576 号
- 計量証明事業登録(濃度)山口県第 40 号
- 臭気判定士 1名在籍

お問い合わせ先